

簡易公募型プロポーザルに準じた方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 25 年 4 月 30 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成 25 年度金武 B P 2 号橋橋梁設計検討業務

(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、道路橋示方書・同解説 (平成 14 年 3 月) に基づき詳細設計が行われている金武 B P 2 号橋に対し、発注者より貸与する試設計検討のための参考資料及び詳細設計で使用された設計条件に基づいた試設計を行い、詳細設計結果と部分係数設計法との相違を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

1) 橋梁設計検討 (共通)	1 式
2) 橋梁設計検討 (コンクリート上部工)	
・ P C 多径間連結ポステン T 桁橋 (少主桁)	1 式
・ 設計結果の検討	1 式
3) 橋梁設計検討 (橋台工)	1 式
4) 橋梁設計検討 (橋脚工)	1 式
5) 橋梁設計検討 (橋脚基礎工)	1 式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

「当該橋梁の構造の特性・特徴や地盤条件を考慮したときに、設計結果にとくに影響を与える抵抗係数や耐荷力照査項目・照査式を効率的に整理する試設計手順」

(4) 履行期間 契約締結の翌日 ~ 平成 26 年 1 月 31 日

(5) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。)ではないこと。
- 5) 別途発注済の「平成25年度北部国道事務所改築関係資料整理(その1)業務」の受託者(一般社団法人沖縄しまたて協会)と資本若しくは人事面(出向元および派遣元を含む)において関連がないものであること。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（注）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案者の提出者が6者以上となった場合は、下記の基準に基づいて上位5者を選定する。

(1) 専門分野別の技術部門登録の状況

(2) 同種業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無、事故及び不誠実な行為

(3) 配置予定技術者の資格、同種業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無、手持ち業務の状況

4．技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術職員の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに対する技術提案

(4) 見積の妥当性

5．手続等

(1) 担当部局

〒 905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電話：0980-52-4350

F A X：0980-52-1131

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成25年4月30日(火)から平成25年6月5日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。

交付場所：電子入札システムより交付する。

やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を上記5.(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記5.(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、上記5.(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記5.(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成25年5月1日(水)から平成25年5月10日(金)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成25年5月10日(金)17時15分までに上記5.(1)に必着とする。

提出場所：上記5.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合(記録媒体(CD-R等)での提出も可)は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成25年5月23日(木)から平成25年6月6日(木)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成25年

6月6日(木)17時15分までに上記5.(1)に必着とする。

提出場所： 上記5.(1)に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合(記録媒体(CD-R等)での提出も可)は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成25年7月2日(火)

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。

(6) 2.(1) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業も5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は業務説明書による。